○沖縄市小学校就学前子どもの教育・保育に関する保育料等を定める条例施行規則

別表第1(第3条関係)

教育の提供を受ける場合

|  |  |
| --- | --- |
| 各月初日の園児の属する世帯の階層区分 | 保育料月額（円）　 |
| 階層区分 | 　定義 | 市立幼稚園 | 私立幼稚園認定こども園 |
| 第1 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯 | 0 | 0 |
| 第2 | (1) | 第1階層を除き、市町村民税の所得割が非課税世帯又は児童養護施設に入所している園児のいる世帯 | ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯 | 0 | 0 |
| (2) | (1)に該当する世帯以外の世帯 | 0 | 3,000 |
| 第3 | (3) | 第1階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、所得割額が右の区分に該当する世帯  | 所得割の額が77,100円以下の世帯 | ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯 | 2,000 | 3,000 |
| (4) | (3)に該当する世帯以外の世帯 | 5,000 | 10,100 |
| 第4 | 所得割の額が77,101円以上211,200円以下の世帯 | 6,300 | 20,500 |
| 第5 | 所得割の額が211,201円以上の世帯 | 7,900 | 25,700 |

備考

1　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)　所得割　地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割であって、支給認定子どもが保育所、幼稚園又は認定こども園に在籍する年度（当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあっては、その前年度）分のものをいう。

(2)　児童養護施設に入所している園児　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童養護施設に入所している支給認定子どもをいう。

(3)　ひとり親世帯　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。

(4)　在宅障害児（者）のいる世帯　次に掲げる者を有する世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

2　この表における所得割の額の算出については、地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

3　この表の第2階層の（2）において、同一世帯に保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料は、当該子どもが年齢の高い順から2人目以降のときは無料とする。

4　この表の第3階層において、同一世帯に保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち支給認定子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。ただし、この表の第3階層のひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯において、同一世帯に保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料は、当該子どもが年齢の高い順から2人目以降のときは無料とする。

5　この表の第4階層及び第5階層において、同一世帯に小学3年生以下の児童が2人以上いる場合の保育料は、当該児童のうち支給認定子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。

6　備考5において、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄又は姉を有する支給認定子どもは、当該兄又は姉を幼稚園児とみなす。

7　備考5において、就学免除等により、小学校に就学していない場合等であっても、小学校1年生から3年生の就学年齢と同一年齢である兄又は姉を有する支給認定子どもについては、小学校1年生から3年生に兄又は姉を有する支給認定子どもとみなす。

8　備考5において、小学校3年生までに双子若しくは三つ子以上の兄又は姉を有する支給認定子どもについては、第3子以降扱い（双子を第1子・第2子扱い、三つ子を第1子・第2子・第3子扱い）とする。

別表第3(第4条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 各月初日の園児の属する世帯の階層区分 | 預かり保育料月額（円） |
| 階層区分 | 定義 |
| 第1 | 生活保護法に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯 | 0 |
| 第2 | (1) | 第1階層を除き、市町村民税の所得割が非課税世帯 | ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯 | 3,400 |
| (2) | (1)に該当する世帯以外の世帯 | 4,400 |
| 第3 | (3) | 第1階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、所得割額が右の区分に該当する世帯 | 所得割の額が77,100円以下の世帯 | ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯 | 4,600 |
| (4) | (3)に該当する世帯以外の世帯 | 5,600 |
| 第4 | 所得割の額が77,101円以上211,200円以下の世帯 | 6,800 |
| 第5 | 所得割の額が211,201円以上の世帯 | 8,000 |

備考

1　この表における用語の意義は、別表第1の備考1に定めるところによる。

2　この表における所得割の額の算出については、別表第1の備考2に定めるところによる。